

保発0117第8号
令和6年1月17日

都道府県知事
都道府県後期高齢者医療広域連合事務局長 } 殿

厚生労働省保険局長
(公印省略)

高齢者の医療の確保に関する法律施行令の一部を改正する政令の
公布について (通知)

高齢者の医療の確保に関する法律施行令の一部を改正する政令 (令和6年政令第10号) が本日公布され、令和6年4月1日から施行することとされたところです。

内容につきまして、下記のとおりお知らせしますので、御了知いただきますよう、よろしくお願いいたします。

記

第1 改正の内容

高齢者の医療の確保に関する法律 (昭和57年法律第80号) 第104条第2項の規定に基づき、高齢者の医療の確保に関する法律施行令 (平成19年政令第318号) の一部を以下のように改正すること。

- ① 5割軽減の対象世帯に係る所得判定基準について、被保険者数に乗ずる金額を29万円から29.5万円に改める。
- ② 2割軽減の対象世帯に係る所得判定基準について、被保険者数に乗ずる金額を53.5万円から54.5万円に改める。

第2 施行期日

令和6年4月1日